

蒲生町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	7,236人	3,866,476千円	69,870千円	707,428千円	18.30%	22.82%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

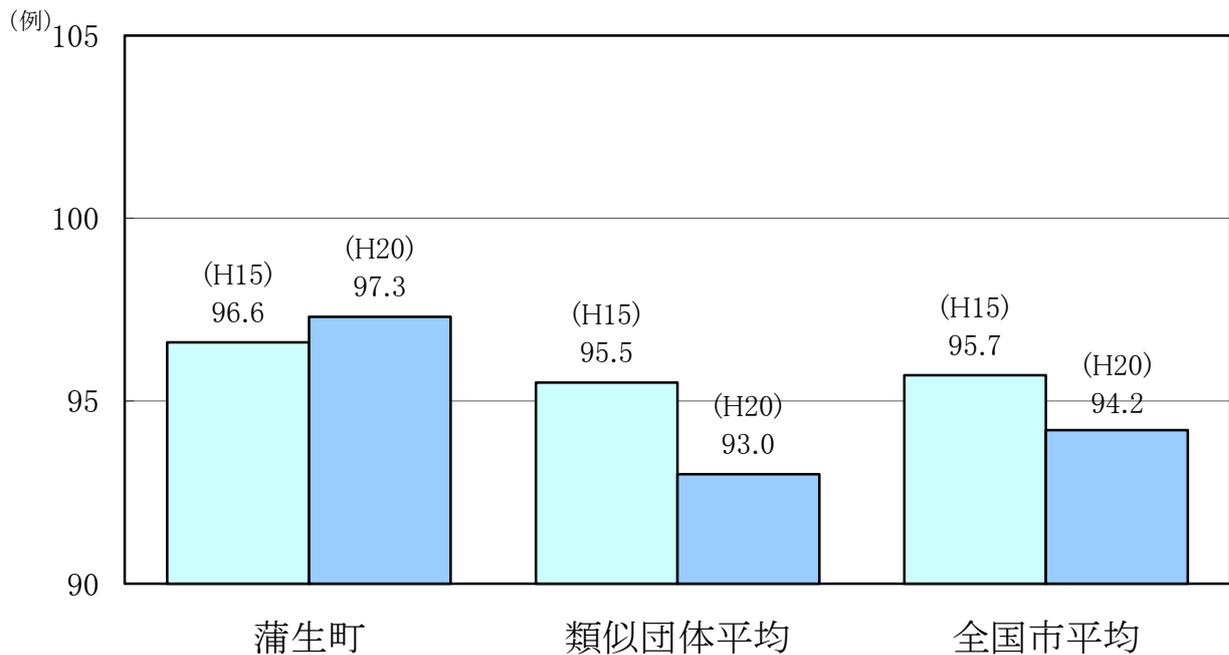
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	84人	271,485千円	44,836千円	115,103千円	431,424千円	5,136千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

【参考】地域手当補正係数後ラスパイレス指数

97.3

(平成20年4月1日現在)

(注) H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
20年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
20年度	月	月	月	月	月	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※本町は人事委員会を設置していない。平成20年度は国に準じた給与改定を実施した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成20年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
蒲生町	44.4 歳	350,500 円	383,054 円	円
鹿児島県	43.7 歳	333,700 円	405,258 円	371,092 円
国	41.1 歳	325,113 円	- 円	387,506 円
類似団体	43.3 歳	322,937 円	364,826 円	351,764 円

②技能労務職

平成20年4月1日より該当者なし

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
蒲生町	30.8 歳	243,800 円	269,550 円
鹿児島県	42.1 歳	356,500 円	416,647 円
類似団体	42.3 歳	314,358 円	334,373 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		蒲生町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	163,590 円	170,200 円
	高校卒	140,100 円	133,095 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-
教育職	大学卒	183,160 円	183,160 円	-
	高校卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,600 円	294,200 円	326,500 円
	高校卒	216,600 円	264,300 円	316,800 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	256,600 円	294,200 円	326,500 円
	高校卒	216,600 円	264,300 円	316,800 円

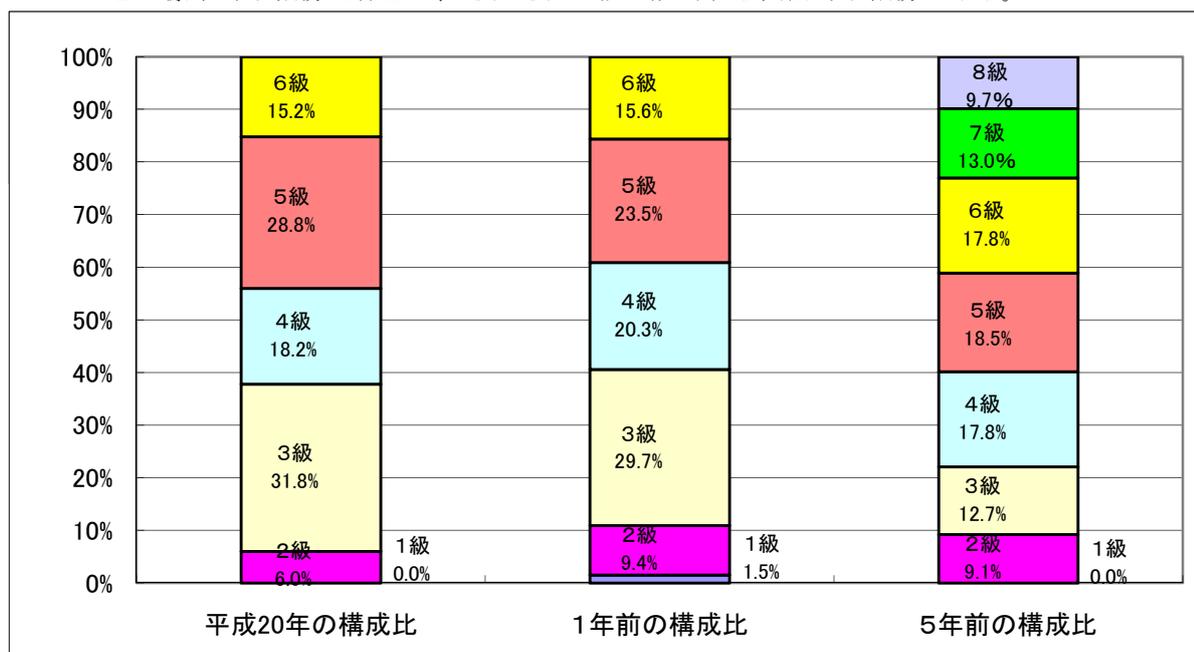
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補又は主事の職務	0 人	0.0%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	4 人	6.0%
3 級	主査の職務	21 人	31.8%
4 級	主任主査の職務	12 人	18.2%
5 級	係長又は課長補佐の職務	19 人	28.8%
6 級	参事、課長等又は総括監の職務	10 人	15.2%
計		66 人	100.0%

(注) 1 蒲生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、蒲生町職員の給与に関する条例第7条及び蒲生町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の定めるところにより行う。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蒲生町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,713 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,761 千円	-
(19年度支給割合) 3.0 月分 1.45 月分 (-) 月分 (-) 月分	(19年度支給割合) 2.95 月分 1.45 月分 (1.55) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 3.0 月分 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成20年4月1日現在)

蒲 生 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	29,979 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		- %	
手当の種類(手当数)		-	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※特殊勤務手当は平成20年3月31日までに廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	18,472 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	243 千円
支給実績(18年度決算)	11,247 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	140 千円

(6) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 扶養親族のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子の加算 5,000円	同	同	14,041 千円	219,390 円
住居手当	・借家で家賃を支払っている職員 最高限度額 27,000円 ・自己所有住宅 3,000円	同(自己所有のみ異なる)	同(自己所有のみ異なる)	5,288 千円	80,121 円
通勤手当	・通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 自動車等で通勤する場合通勤距離に応じ、2,000円～24,500円 ・バス等の交通機関を利用して通勤する場合当該交通機関に係る運賃等の額(定期券代)	同	同	630 千円	37,058 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する。その職員の受けるべき給料月額に 100分の12を超えない範囲の額 一種:51,108円(0.7を乗じた額) 二種:42,590円(0.7を乗じた額)	同	同	3,295 千円	411,875 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で乗じ	同	同	千円	円

5 特別職の報酬等の状況 (20年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
報酬	町長	778,000 円 (町長5%カット739,100) 円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 383,000 円
	議長	311,000 円	370,000 円 / 205,000 円
	副議長	257,000 円	320,000 円 / 164,900 円
	議員	234,000 円	300,000 円 / 145,500 円
期末手当	町長	(19年度支給割合) 3.35 月分	
	議長 副議長 議員	(19年度支給割合) 3.35 月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×在職月数×500/100	(支給時期) (在任期間毎)

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

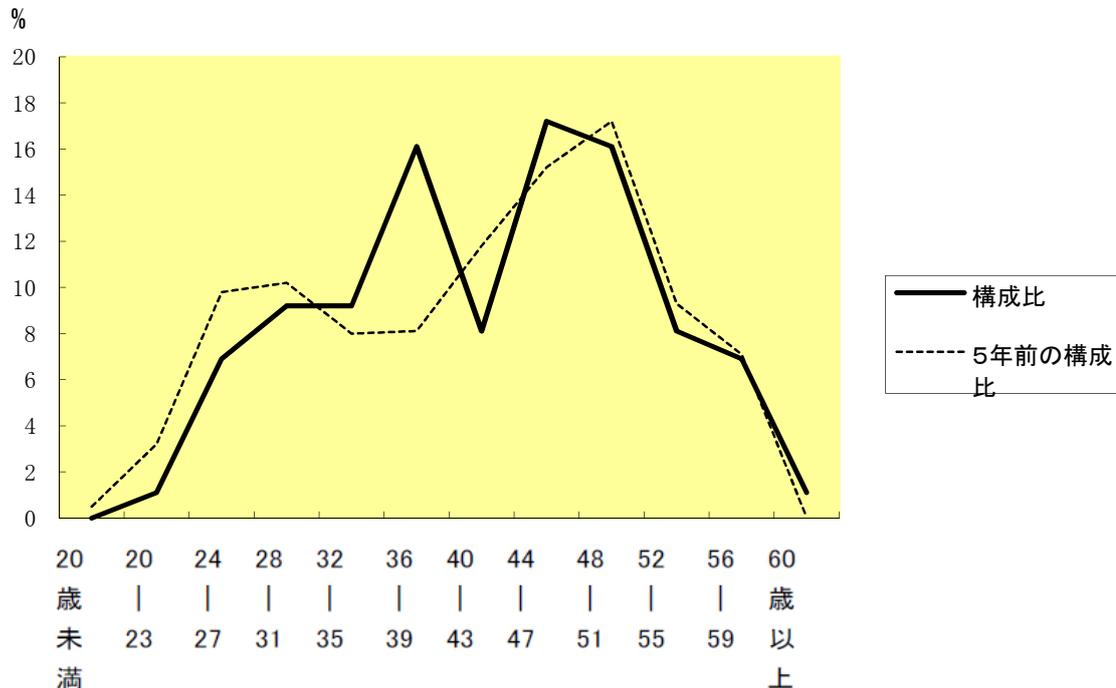
区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成20年	平成19年			
一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	企画開発事業職員減▲2、総務事務見直し▲1、管財業務専任増1 観光業務増1 正規職員補充(保育士)1 特定保健指導業務増(保健師)1
	総務	24	26	-2	
	税務	7	7	0	
	農林水産	11	11	0	
	商工	2	1	1	
	土木	4	4	0	
	民生	14	13	1	
	衛生	5	4	1	
小 計	69	68	1		
部行特 門政別	教育	12	11	1	正規職員補充(幼稚園教諭)1
	小 計	12	11	1	
等業公 門 会 道 部 計 会 部 計 会	水道	2	2	0	国保事業見直し▲1、後期高齢者医療業務増2
	その他	7	6	1	
	小 計	9	8	1	
合 計	90 [91]	87 [91]	3 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (20年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	3人	4人	6人	12人	13人	8人	10人	19人	7人	6人	1人	89人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

#####	平成22年4月1日	純減数	純減率
職員数	職員数		
人	人	人	%
88	75	13	85.2

(参考) 平成22年4月1日における定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	75

② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考) 数値目標
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
一般行政	減員	/	5	4		2	3	14	/
	増員	/			1			1	
	差引	/	-5	-4	1	-2	-3		
	職員数	88	83	79	80	78	75		
公営企業 等 会 計	減員	/					2	2	/
	増員	/		1				1	
	差引	/		1			-2		
	職員数	7	7	8	8	8	6		
計	減員	/	5	4		2	5	16	/
	増員	/		1	1			2	
	差引	/	-5	-3	1	-2	-5		
	職員数	95	90	87	88	86	81		

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	94,684千円	9,357千円	12,176千円	12.80%	14.30%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	2	7,682千円	1,216千円	3,278千円	12,176千円	6,088千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（20年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
蒲生町	48.02 歳	367,300 円	587,902 円
団体平均	45.05 歳	374,552 円	571,242 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

蒲 生 町	蒲生町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(19年度) 1,861 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,713 千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (-) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (-) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (-) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

蒲 生 町			蒲生町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	32.76 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	29,979 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（20年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	150 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	50 千円
支給実績(18年度決算)	330 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	165 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 扶養親族のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子の加算 5,000円	同	同	638 千円	319,000 円
住居手当	・借家で家賃を支払っている職員 最高限度額 27,000円 ・自己所有住宅 3,000円	同(自己所有のみ異なる)	同(自己所有のみ異なる)	136 千円	68,400 円
通勤手当	・通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 自動車等で通勤する場合通勤距離に応じ、2,000円～24,500円 ・バス等の交通機関を利用して通勤する場合当該交通機関に係る運賃等の額(定期券代)	同	同	- 千円	- 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する。その職員の受けるべき給料月額に 100分の12を超えない範囲の額 一種:51,108円(0.7を乗じた額) 二種:42,590円(0.7を乗じた額)	同	同	- 千円	- 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で乗じた額	同	同	- 千円	- 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（数・率）

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)を参照